

小樽市事業継続臨時支援金

新型コロナウイルス感染症の市内における感染拡大の長期化により、影響を受けている市内の事業所や店舗の事業継続を支援するため支援金を支給します。

対象

次のいずれにも該当し、今後も事業を継続する意思のある事業者

- ① 原則、市内に事業を行うための専用の事業所又は店舗を構えている事業者
- ② 週5日以上、通年で事業を行っている事業者
- ③ 新型コロナウイルス感染症の影響により、令和3年4月から9月までのいずれかの月における売上等（事業活動による収入）が、前年又は前々年同期比30%以上減少している事業者
- ④ 新型コロナウイルス感染症の感染防止に取り組んでいる事業者

【対象外】

- ・ 都道府県知事による令和3年4月から9月までの間における飲食店、遊興施設又は結婚式場に対する営業時間短縮又は休業要請の対象となっている事業者
- ・ 小樽市公共交通事業者等支援金の対象事業者
- ・ 性風俗関連特殊営業等に係る事業者、政治団体又は宗教上の組織若しくは団体、公共法人、生活保護を受給している事業者、暴力団関係事業者

※詳しくは、小樽市事業継続支援追加事業実施要綱をご確認ください。

支援金額

1 事業者当たりの支援金額

	区分1	区分2	区分3	区分4
前年又は前々年の年間売上等 の金額 (どちらか高い方)	500万円未満	1,000万円未満	1,500万円未満	1,500万円以上
支援金額	5万円	7万円	9万円	11万円

申請期間・方法

【申請期間】 令和3年10月6日（水）～11月22日（月）

【申請方法】 原則、郵送での提出

申請書

◆小樽市ホームページからダウンロード

(トップ>事業者の皆様へ>事業経営・中小企業支援>事業継続支援金>事業継続臨時支援金)

ダウンロードができない方は郵送いたしますので、産業振興課までご連絡ください。

◆添付書類・・・裏面参照

提出先・お問合せ先

〒047-8660小樽市花園2丁目12番1号 小樽市産業港湾部 産業振興課

☎ 0134-32-4111 (内線630、631) ファクス 0134-33-7432

✉ sangyo-sinko@city.otaru.lg.jp

裏面もご覧ください。

申請書に添付する書類

① 事業の実態が確認できるもの

例) 会社概要パンフレット、事業に必要な許可証（各種営業許可証や販売許可証など）のコピー、事業所や店舗の外観と内観の写真 など

② 売上げ等（事業活動による収入）が前年同月比30%以上減少したことが確認できる書類

申請書の⑤で✓をした年月の売上げ等(A)と、前年又は前々年同月の売上げ等(B)の帳簿や試算表などのコピー

※ 令和3年4～9月の「月次支援金振込みのお知らせ」又は道特別支援金Bの給付決定通知書のコピー可

③ 前年（又は前々年）の売上げ等の金額が確認できるもの

【法人】～法人税確定申告書別表1と法人事業概況説明書のコピー

【個人事業者】～所得税確定申告書第1表（個人番号を塗りつぶしたもの）のコピー

④ 振込先の預金通帳のコピー（振込先（カナ）や金融機関名・支店名を確認できるページ）

Q & A 支給対象について

▶複数の事業所（店舗）がある場合、店舗数分の支援金となるのか。

⇒ 対象は事業者単位です。店舗数ではなく事業者の売上げ等の金額によって支援金の額が決まります。

▶売上げ等の減少30%とは、市内の事業所の売上げ等だけで算出するのか。

⇒ 市外にも事業所（又は店舗）がある場合は、それらを含めた全体の月売上げ等の金額で算出します。

▶コロナ禍で一時的に週末のみの営業である。その場合は対象外か。

⇒ 一時的な対応であり、今後通常営業を行い、事業を継続する意思があれば対象です。

▶事業を行うための事業所がなければ対象外か。

⇒ 個人事業主で自宅などの一部を事業専用としている場合は、事業を行うための事業所があるとみなします。また、事業所や店舗を有することが困難な事業を行っている事業者の方は、産業振興課までご相談ください。

▶事業開始から1年未満の場合は対象外か。

⇒ 前年同月と比較ができませんが、対象期間のいずれか1か月が、事業開始から直近までの期間のうち任意の2か月の平均売上げ等と比較して30%以上減少している場合は対象となります。

▶時短・休業要請の対象となる飲食店等と、要請の対象とならない小売店等の営業をしている場合は対象外か。

⇒ 時短・休業要請の対象かどうかの判断は事業者ごとに行いますので、複数業種を営んでいる場合で、北海道内外を問わず時短・休業要請の対象となる飲食店等を営んでいるときは対象外となります。

▶確定申告書のコピーが提出できない場合は、申請できないか。

⇒ 事業収入があることの確認と、支援金の額を決定するために必ず必要となります。紛失した場合は、税務署にお問合せください。確定申告ではなく、市道民税申告を行っている場合はその控えのコピーを添付してください。

その他

▶申請の混雑が予想されるため、申請書受理から支援金の支給まで1か月程度要する場合がありますのでご了承ください。

▶詳細は、小樽市ホームページに掲載する「小樽市事業継続支援追加事業」をご覧ください。

<https://www.city.otaru.lg.jp/docs/2021092200015/>

小樽市 臨時支援金

検索

